八項を削り、同条第九項中「第六十九条第五項第三号」を「第六十九条第五項第二号」に改め、同項第一号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号イ中「国外所得金額」を「第百四十二条の二（控除限度額の計算）に規定する国外所得金額（第百四十二条の二（控除限度額の計算の特例）の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して計算した金額）」に改め、同項第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号イ中「個別国外所得金額」を「第百五十五条の三十第一号（連結控除限度個別帰属額の計算）に規定する個別国外所得金額」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号ロ中「第五十三条第二十九項又は第三百二十一条の八第二十九項」を「第五十三条第二十四項又は第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号ロ中「第五十三条第二十九項又は第三百二十一条の八第二十九項」を「第五十三条第二十四項又は第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に、「、第二項各号又は第三項各号」を「又は第二項各号」に、「第七項」を「第五項」に、「第十三項及び第十四項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「第十三項及び第十四項」を「第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「第四項から第六項まで」を「第三項又は第四項」に、「、第二項各号又は第三項各号」を「又は第二項各号」に、「（第七項」を「（第五項」に改め、「及び第十四項」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「第十項から第十二項まで又は第百五十五条の三十四第十項から第十二項まで」を「第七項から前項まで又は第百五十五条の三十四第七項から第九項まで（適格合併等が行われた場合の個別繰越控除限度額等）」に改め、同項第一号中「、第十項」を「、第七項」に、「第百五十五条の三十四第十項」を「第百五十五条の三十四第七項」に改め、「国税の個別控除余裕額」の下に「（第百五十五条の三十二第五項（個別繰越控除限度額等）に規定する国税の個別控除余裕額をいう。）」を加え、同項第二号中「、第十一項」を「、第八項」に、「第百五十五条の三十四第十一項」を「第百五十五条の三十四第八項」に改め、「地方税の個別控除余裕額」の下に「（第百五十五条の三十二第六項に規定する地方税の個別控除余裕額をいう。）」を加え、同項第三号中「、第十二項」を「、第九項」に、「第百五十五条の三十四第十二項」を「第百五十五条の三十四第九項」に改め、「個別控除限度超過額」の下に「（第百五十五条の三十二第七項に規定する個別控除限度超過額をいう。）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第十五項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）」を「適格分割等」に、「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「分割法人等」という。）」を「分割法人等」に改め、同項を同条第十一項とする。

第百五十条第一項及び第二項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第三項中「第百四十六条第十二項（適格組織再編成」を「第百四十六条第九項（適格合併等」に改め、同条第四項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、「若しくは適格分割型分割」を削り、「適格分社型分割等（同条第五項第三号に規定する適格分割等」に改め、同条第五項中「適格分割等」を「適格分割等（同条第五項第二号に規定する適格分割等」に改め、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第百五十四条の三中「民事再生法の規定による」を削る。

第百五十五条を次のように改める。

第百五十五条　削除

第百五十五条の二及び第百五十五条の三を削る。

第百五十五条の四第一項中「連結法人が」の下に「同項に規定する」を加え、同条第二項中「連結法人が」の下に「同項に規定する」を加え、同項第一号中「個別所得金額（個別損金額（法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額をいう。以下この章において同じ。）」に、「同項（」を「法第五十九条第二項及び第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）（」に、「同項第三号」を「法第五十九条第二項第三号」に、「同項及び法第八十一条の九第一項」を「法第八十一条の九第一項並びに個別損金額を計算する場合の法第五十九条第二項及び第六十二条の五第五項」に改め、同項第二号中「第百十八条」を「第百十七条の二」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第八十一条の三第一項の連結法人が個別損金額（法第五十九条第三項に係る部分に限る。）を計算する場合には、法第五十九条第三項に規定する政令で定めるものに相当する金額は、第百十八条第一号（解散の場合の欠損金額の範囲）に掲げる金額から法第八十一条の九第一項の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額を控除した金額（当該控除した金額が個別損金額を計算する場合の法第五十九条第三項及び第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該連結法人の当該連結事業年度の法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）とする。

第百五十五条の四を第百五十五条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

（特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入）

第百五十五条の三　法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の連結法人が個別損金額（法第六十条の三第一項（特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入）に係る部分に限る。）を計算する場合には、第百十八条の三第四項（特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入）において準用する第百二十三条の八第四項、第九項及び第十一項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定の適用については、第百五十五条の五第一号から第三号まで（特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の計算）に掲げる規定の区分に応じこれらの号に定めるところによる。

（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）

第百五十五条の四　法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の連結法人が同項に規定する個別益金額又は個別損金額（法第六十一条の十三（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に係る部分に限る。）を計算する場合において、当該連結法人の法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡につき租税特別措置法第六十八条の七十から第六十八条の七十六の二まで、第六十八条の七十八から第六十八条の八十五まで又は第六十八条の八十五の四（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（同法第六十八条の七十七（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において「損金算入額」という。）があるときは、当該譲渡損益調整資産に係る法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡利益額は、当該損金算入額を控除した金額とする。

（特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の計算）

第百五十五条の五　法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の連結法人が個別損金額（法第六十二条の七第一項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）を計算する場合には、次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　第百二十三条の八第四項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）　法第六十二条の七第二項第一号に規定する特定引継資産（以下この条において「特定引継資産」という。）の第百二十三条の八第四項に規定する譲渡等特定事由には、租税特別措置法第六十八条の七十第一項（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する収用等（以下この号において「収用等」という。）による資産の譲渡（同条第二項の規定により収用等による資産の譲渡があつたものとみなされるものを含む。）及び同法第六十八条の七十二第一項（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する換地処分等（以下この号において「換地処分等」という。）による資産の譲渡（同条第七項から第九項までの規定により収用等又は換地処分等による資産の譲渡があつたものとみなされるものを含む。）を含まないものとする。